

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	子どものための教育・保育給付等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

名古屋市は、子どものための教育・保育給付等に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

名古屋市長

公表日

令和7年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子どものための教育・保育給付等に関する事務
②事務の概要	子どものための教育・保育給付等に関する事務は、子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づき、以下の事務を行う。 (1) 教育・保育給付認定事務(認定要件の確認、認定区分の決定、給付) (2) 施設等利用給付事務(認定要件の確認、認定区分の決定、給付) (3) 負担区分決定事務(利用料階層の決定、実費徴収補足給付の実施) (4) 保育所等の利用調整事務(保育所等の利用申請受理、利用調整、) (5) 民間保育所保育料、公立保育所保育料、公立幼児給食費、公立延長保育料の収滞納管理 上記の事務を行うために必要となる情報を入手するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項、同法別表9の項及び127の項で定める範囲内で、他情報保有機関への照会を行う。
③システムの名称	福祉総合情報システム、情報連携基盤システム(庁内連携システム、宛名システム等及び申請管理システム)、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、電子申請システム
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども子育て支援ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項、同法別表9の項及び127の項。 ・番号利用法第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第8条第7号及び第68条 ・名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	＜情報照会＞ ・番号利用法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「番号利用法情報提供省令」という。)第2条の表17の項及び155の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども青少年局保育部幼保企画課
②所属長の役職名	幼保企画課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

請求先	郵便番号460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市スポーツ市民局市民生活部市政情報課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号名古屋市子ども青少年局保育部幼保企画課 052-972-4644
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書及び全項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

[illegible]

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月15日	5. 評価実施期間における担当部署② 所属長	保育企画室長 加藤 仁	保育企画室長 竹内 美久	事後	人事異動
平成28年12月15日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	別表第1 94項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条第1項～第5項番号法第9条第2項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(案)	別表第1 8項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条第7項別表第1 94項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条第1項～第5項番号法第9条第2項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(案)	事後	番号法等の改正に伴う修正 主務省令の改正に伴う変更及び文言の整理
平成28年12月15日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 別表第2 116項	(別表第二における情報照会の根拠)別表第2 13項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3別表第2 116項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2	事後	主務省令の改正に伴う変更
平成31年4月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報と取り扱う事務 ③システムの名称	福祉総合情報システム、情報連携基盤システム、中間サーバー、課税資料照会システム、住民基本台帳ネットワークシステム	福祉総合情報システム、情報連携基盤システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	事後	運用の変更
平成31年4月26日	I. 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	②所属長 保育企画室長 竹内 美久	②所属長の役職名 保育企画室長	事後	様式の変更
平成31年4月26日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		基礎項目評価書及び全項目評価書	事後	様式の変更に伴う項目の追加
平成31年4月26日	IVリスク対策 2. 特定個人情報の入手目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	様式の変更に伴う項目の追加
平成31年4月26日	IVリスク対策 3. 特定個人情報の使用目的を超えた紐付けが行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	様式の変更に伴う項目の追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月26日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		十分である	事後	様式の変更に伴う項目の追加
平成31年4月26日	5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	様式の変更に伴う項目の追加
平成31年4月26日	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	様式の変更に伴う項目の追加
平成31年4月26日	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		接続しない	事後	様式の変更に伴う項目の追加
平成31年4月26日	7. 特定個人情報の保管・消去 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	様式の変更に伴う項目の追加
平成31年4月26日	8. 監査 実施の有無		[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	様式の変更に伴う項目の追加
平成31年4月26日	9. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発		十分に行っている	事後	様式の変更に伴う項目の追加
令和2年11月2日	I 関連情報1特定個人情報ファイルを取り扱う事務①事務の名称	子どものための教育・保育(保育所等入所)に関する事務	子どものための教育・保育給付(保育所等入所)に関する事務	事後	誤記の修正
令和2年11月2日	I 関連情報7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	名古屋市市民経済局市民生活部市政情報室	名古屋市スポーツ市民局市民生活部市政情報室	事後	部署名の変更
令和3年11月15日	I 関連情報1特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	福祉総合情報システム、情報連携基盤システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	福祉総合情報システム、情報連携基盤システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、電子申請システム	事前	使用するシステムの追加に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月15日	Ⅱしきい値判断項目3重大事故 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事前	事案の発生に伴う変更
令和6年9月1日	表紙＞評価書名	子どものための教育・保育給付(保育所等入所)に関する事務 基礎項目評価書	子どものための教育・保育給付等に関する事務 基礎項目評価書		
令和6年9月1日	表紙＞個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	名古屋市は、子どものための教育・保育給付(保育所等入所)に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。	名古屋市は、子どものための教育・保育給付等に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。		
令和6年9月1日	I 関連情報＞1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務＞①事務の名称	子どものための教育・保育給付(保育所等入所)に関する事務	子どものための教育・保育給付等に関する事務		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月1日	I 関連情報＞1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務＞②事務の概要	子ども・子育て支援法に基づき、就学前子どもについて教育保育・給付にかかる支給認定を行い、保育所等の利用調整及び利用料等の収滞納管理等を行うもの。	子どものための教育・保育給付等に関する事務は、子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づき、以下の事務を行う。 (1) 教育・保育給付認定事務(認定要件の確認、認定区分の決定、給付) (2) 施設等利用給付事務(認定要件の確認、認定区分の決定、給付) (3) 負担区分決定事務(利用料階層の決定、実費徴収補足給付の実施) (4) 保育所等の利用調整事務(保育所等の利用申請受理、利用調整、) (5) 民間保育所保育料、公立保育所保育料、公立幼児給食費、公立延長保育料の収滞納管理 上記の事務を行うために必要となる情報を入手するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項、同法別表9の項及び127の項で定める範囲内で、他情報保有機関への照会を行う。		
令和6年9月1日	I 関連情報＞3.個人番号の利用＞法令上の根拠	別表第1 8項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条第7項 別表第1 94項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条第1項～第5項 ・番号法第9条第2項に基づく行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(案)	・番号利用法第9条第1項、同法別表9の項及び127の項。 ・番号利用法第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第8条第7号及び第68条 ・名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例		
令和6年9月1日	I 関連情報＞4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携＞法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 別表第2 13項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3 別表第2 116項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2	<情報照会> ・番号利用法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「番号利用法情報提供省令」という。)第2条の表17の項及び155の項		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月1日	I 関連情報＞5.評価実施機関における担当部署＞①部署	子ども青少年局保育部保育企画室	子ども青少年局保育部保育企画課		
令和6年9月1日	I 関連情報＞5.評価実施機関における担当部署＞②所属長の役職名	保育企画室長	保育企画課長		
令和6年9月1日	I 関連情報＞7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求＞請求先	郵便番号460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市スポーツ市民局市民生活部市政情報室	郵便番号460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市スポーツ市民局市民生活部市政情報課		
令和6年9月1日	I 関連情報＞8.特定個人情報のファイルの取扱いに関する問合せ＞連絡先	郵便番号460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号名古屋市子ども青少年局保育部保育企画室 052-972-4644	郵便番号460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号名古屋市子ども青少年局保育部保育企画課 052-972-4644		
令和7年9月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	子ども青少年局保育部保育企画課	子ども青少年局保育部幼保企画課	事後	部署名変更による
令和7年9月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保育企画課長	幼保企画課長	事後	役職名変更による
令和7年9月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	郵便番号460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号名古屋市子ども青少年局保育部保育企画課 052-972-4644	郵便番号460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号名古屋市子ども青少年局保育部幼保企画課 052-972-4644	事後	部署名変更による
令和7年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	福祉総合情報システム、情報連携基盤システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、電子申請システム	福祉総合情報システム、情報連携基盤システム（庁内連携システム、宛名システム等及び申請管理システム）、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、電子申請システム	事後	文言の整理（システム詳細の追記）
令和7年9月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業判断の根拠	業務独自で研修をしっかりとこなっており、ダブルチェック等十分な対策を行っている。	業務独自の研修を定期的を実施するとともに、ダブルチェック体制等の人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	事後	文言の整理（システム詳細の追記）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月1日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	【 】全項目評価又は重点項目評価を実施する。	【○】全項目評価又は重点項目評価を実施する。	事後	誤記の修正
令和7年9月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年10月1日時点	令和7年9月1日時点	事前	時点修正
令和7年9月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年10月1日時点	令和7年9月1日時点	事前	時点修正
令和7年9月1日	Ⅱ しきい値判断項目 3. 重大事故 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし	事前	時点修正